

診療科、曜日によって担当医が変わります。ご確認ください。

外来診療体制・3月の診療予定	
総合診療科	午前 月曜日から金曜日(午前11時までの受付) 午後 月曜日から金曜日(午前0時45分~午後1時 電話受付、午後1時~診察) *重症化リスクとなる基礎疾患がある方が検査の対象となります。
発熱外来(完全予約制)	午後 月曜日から金曜日(午前0時45分~午後1時 電話受付、午後1時~診察) *重症化リスクとなる基礎疾患がある方が検査の対象となります。
整形外科	午前 月曜日・火曜日・木曜日・金曜日 午後 水曜日・金曜日(午前、午後診察いずれも完全予約制)
循環器内科	午前 月曜日・火曜日・木曜日・金曜日 午後 月曜日と金曜日
消化器内科	午前 水曜日(午前11時までの受付) (再診のみ、完全予約制) 午後 月曜日と9日(木)・23日(木)
呼吸器内科	午前 金曜日(午前11時までの受付) 午後 木曜日
神経内科	午前 3日(金)・17日(金)・31日(金)
総合診療(外科)	午前 火曜日から木曜日
外科	午前 10日(金)(午前11時までの受付)
小児科	午前 月曜日から金曜日 午後 火曜日と木曜日(午後3時~午後4時の受付)
泌尿器科	午前 月曜日から金曜日 午後 木曜日
精神科	午前 月曜日から金曜日(初診は完全予約制)
産婦人科	午前 20日(月)・27日(月)・28日(火) 午後 20日(月)・27日(月)
耳鼻咽喉科	午前 1日(水)・7日(水)・8日(木)・15日(木)・16日(金)・22日(木)・29日(木)・30日(金) (午前11時までの受付) 午後 15日(木)・29日(木)
眼科	午前 2日(木)・16日(木) (予約以外の初診受付午前11時まで) 午後 1日(水)・15日(水)・29日(水) コンタクトレンズを希望する患者様へ 当院で以前調整した患者様のみ対応いたします。
皮膚科	午前 火曜日

診療日は予定であり変更になる場合もあります。

事前に病院にご確認の上、受診してください。

※診療受付時間

午前…8時00分~11時30分(初診の方は、午前9時00分~)

午後…1時00分~2時30分

予約受付時間(定期患者のみ) 午後1時00分~午後4時00分

### 発熱外来について

熱やせき、のどの痛み、鼻水などの症状がある方は来院前に必ずお電話ください。

(電話：0139-52-0036)

受付時間：8：45~13：00



当院での検査対象者は次のとおりです。

- (1) 妊婦、65歳以上の高齢者
- (2) 重症化リスクとなる基礎疾患などがある方
- (3) 「強い症状」がある方
  - ・38℃以上の高熱が2日収まらない
  - ・かぜ症状が4日以上続く
  - ・呼吸が苦しい
  - ・ぐったりして動けない
  - ・水分が全く飲めない



上記に当てはまらず、検査のみを希望される方は市販の検査キットをご活用ください。

なお、検査対象とならない方でも電話での処方を受け付けておりますので、ご希望の方はお電話でお知らせください。



### ★★★ 看護職員等 募集のお知らせ!!! ★★★

正職員：看護師、パート職員：看護師(時給1,182~1,400円)、准看護師および看護助手(資格不要。時給上限1,119円)を募集しています。家事手伝い期間なども職歴換算可能。年齢不問、未経験者可。各種手当・有給休暇・院内保育所あり。勤務時間(例：1日4時間で週3日など)も相談可能です。ご連絡お待ちしております。連絡先：52-0036 総看護師長 若林

「弁護士としての役割」  
多くの法律事務所において、法律相談は事前予約制となっています。当事務所でも、たまに「相談がしたくて」と直接事務所までお越しくださる方がいますが、その場で対応できることはほとんどなく、大体は予約をとって後日またご来所いただいています。病院は突然行っても待ちさえすれば診てもらえることが多いのに、なぜ法律事務所は予約が必要なのでしょう。一言でいえば「弁護士に予定が入っているから」です。弁護士といったら最初に思い浮かべるのは法廷にいる姿、という人も少なくないでしょう。そのとおり、弁護士は多くの事件を抱えており、裁判の期日のため裁判所に向いていることもありますが、また、外部機関と打ち合わせを行ったり、書類の取得に行ったり、依頼者の家に行ったり、会務に出たり、と実はとても外出が多いのです。一方で、法律相談は30分から1時間ばかりです。そのため、突然ご相談に来ていた

だいても、外出中であつたり、間もなく外出の予定があつたりして受けられないのです。また、事務所にいる場合でも、暇を持って余して最新の法改正事情や判例の研究をしている…などということはまずなく、だいたい時間に追われて書面の作成をしています。提出の期限などに合わせながら「空いているこの時間にある件の書面を作成しよう」などと、ギリギリで予定を組んでいるのです(私だけ?)。そのためなかなか融通が利かず、相談についてはどうしても予約を取っていたり、ということになります。予約によって弁護士側でも十分な事前準備ができ、相談の時間をより有意義に使えるというメリットもありますので、ご面倒をおかけしますが相談の際は予約をお願いします。お急ぎの場合はできるだけ早期に対応させていただきます。相談のご予約は050-13383-15563までお願いします。(法テラス江差) 弁護士 松田 明子



法テラス江差通信 (第155号)  
お問い合わせ 法テラス江差法律事務所 (第155号)  
TEL 050-3383-5563